

市第 43 号議案 首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意

1 議案の趣旨 (議案書 221 ページ)

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により、首都高速道路株式会社から本市の同意を求められたので、これに同意する。

2 提案理由 (議案書 224 ページ)

道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により、本市が同意をしようとするときは、議会の議決を経なければならないため、提案する。

※根拠法令の条文は議案書 225 ページに記載

3 議案の概要

(1) 対象路線 (議案書 221 ページ)

- ア 神奈川県道高速横浜羽田空港 (中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで)
- イ 神奈川県道高速湾岸 (金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで)
- ウ 横浜市道高速 1 号線 [三ツ沢線]
- エ 横浜市道高速 2 号線 [狩場線]
- オ 横浜市道高速湾岸線 [大黒線]
- カ 横浜市道高速横浜環状北線
- キ 横浜市道高速横浜環状北西線

(2) 変更内容 (議案書 221~223 ページ)

- ア 次の事項を規定 (別紙)
 - ① 障害者割引制度の要件緩和
 - ② 工事に伴う代替路利用の料金調整
- イ 実施期日
首都高速道路株式会社が別に定める日から

首都高速道路の障害者割引制度の要件緩和等について

1 障害者割引制度の要件緩和

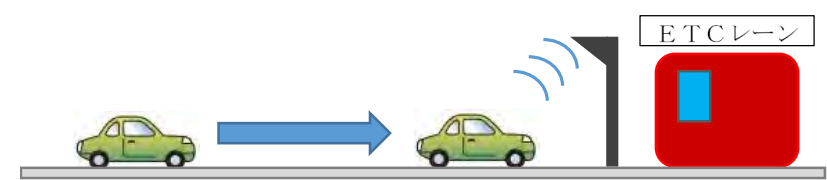
- 1人1台の登録自動車に加えて、登録外自動車を割引対象に追加します。
- 割引制度の利用にあたっては、事前の障害者手帳、自動車、ETCの登録申請手続きについて、市区町村福祉担当窓口に加えて、オンライン申請窓口が追加になります。

【参考1】要件緩和の具体的な内容（赤字が今回追加）

項目	内容
対象自動車	【登録自動車】 ・身体障害者が自ら運転する車両、重度の身体障害者及び重度の知的障害者が同乗する介護者が運転する車両 【登録外自動車】 ・福祉運送車両・タクシー・レンタカー・友人等が所有する車両など
割引率	50%割引
申請手続き	【各市区町村福祉担当窓口】 ・本市の場合は、各区福祉保健センター 【有料道路会社のオンライン申請窓口】

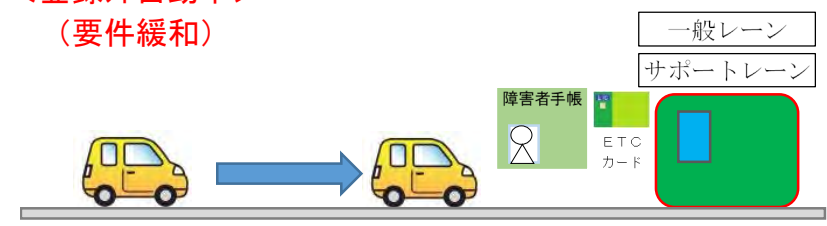
【参考2】障害者割引の利用方法（ETC車の場合）

<登録自動車>



・登録自動車は、ETCレーンを利用することで、割引適用

<登録外自動車>
(要件緩和)



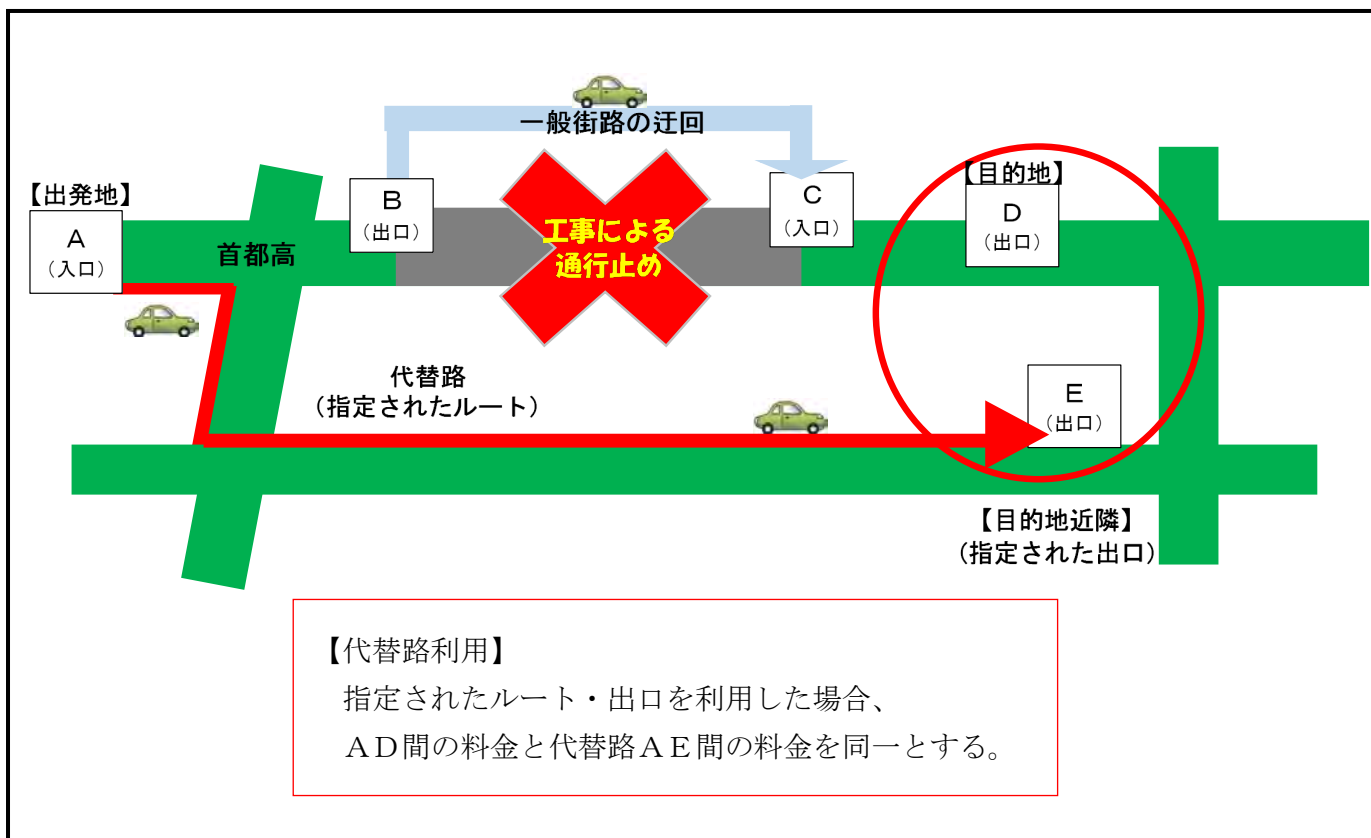
・登録外自動車は、一般レーンまたはサポートレーンで、障害者手帳とETCカードを提示することで、割引適用

※非ETC車の場合は、一般レーンまたはサポートレーンで、障害者手帳を提示することで割引適用

2 工事に伴う代替路利用の料金調整

- **工事に伴う通行止めの際**、一般街路への交通影響を抑制するため、高速道路を迂回した**代替路利用の料金を通行止め区間利用の料金と同一とする**調整を行います。
(工事ごとに指定されたルート及び目的地近隣の出口を利用した場合に適用されます。)

【参考3】代替路利用による料金調整のイメージ



※東・中・西日本高速道路株式会社や阪神高速道路株式会社では既に制度化しています。

3 スケジュール (予定)

令和4年7月	首都高から本市に対し、同意申請
9月	同意議案を第3回定例会に提案し、審議
令和4年度中	障害者割引制度の要件緩和等の実施